	⑵　人がろ過材を通じて空気を吸入しても障害を与える可能性がないことを、申請書等の記載事項により確認する。 ⑶　通常の取扱いにおいて、亀裂、変形その他の異常が生じないことを、申請書等の記載事項及び現品の装着、目視等により確認する。	
4　強度試験	⑴　しめひも取付部分及びしめひもについて、構造規格第３条の引張試験を行う。 ⑵　連結管取付部分及び連結管について、構造規格第３条の引張試験を行う（隔離式防じんマスクに限る。）。	構造規格第３条の規定に適合していること。
5　構造検査	構造を、申請書等の記載事項、現品の装着、目視等により確認する。	構造規格第４条及び第５条の規定に適合していること。
6　性能試験	⑴　構造規格第６条の粒子捕集効率試験を行う。 ⑵　構造規格第６条の吸気抵抗試験を行う。 ⑶　構造規格第６条の排気抵抗試験を行う。 ⑷　構造規格第６条の排気弁の作動気密試験を行う（排気弁を有する防じんマスクに限る。）。 ⑸　構造規格第６条の二酸化炭素濃度上昇値試験を行う。	構造規格第６条の規定に適合していること。
7　表示検査	構造規格第７条第１項の表示及び同条第２項の印刷物の記載事項を確認する。	構造規格第７条の規定に適合していること。
備考	構造規格第８条に規定する適用除外の認定を受けた防じんマスクについては、適用しないこととされた規定に関する検定の実施に代えて、適用除外の認定を受けた際の条件に適合していることを確認する。	

別表第６　令第14条の２第６号に規定する防毒マスクの型式検定の方法

検定項目	検　定　の　方　法	判　定　基　準
1　書類審査	構造、機能等を、申請書等により確認する。	防毒マスクの規格（平成２年労働省告示第68号。以下この表において「構造規格」という。）第１条から第８条までの規定に適合していること。
2　外観検査	⑴　書類審査において確認した構造図と現品を目視、各部の寸法等を測定すること等により照合する。	構造図と現品に差異がないこと。
	⑵　防毒マスクの形状及び使用の範囲に応じた種類について、目視及び申請書等の記載事項により確認する。	構造規格第２条の規定に適合していること。
3　材料検査	⑴　人体の皮膚に障害を与えるおそれのない材料を使用していることを、申請書等の記載事項により確認する。 ⑵　吸収缶の内面について、吸収剤に腐食されないもの又は吸収剤に腐食されないよう十分に防腐処理が施されているものであることを、申請書等の記載事項により確認する。 ⑶　人がろ過材を通じて空気を吸入しても障害を与える可能性がないことを、申請書等の記載事項により確認する。 ⑷　通常の取扱いにおいて、亀裂、変形その他の異常が生じないことを、申請書等の記載事項及び現品の装着、目視等により確認する。	構造規格第３条の規定に適合していること。
4　強度試験	⑴　しめひも取付部分及びしめひもについて、構造規格第４条の引張試験を行う。 ⑵　連結管取付部分及び連結管について、構造規格第４条の引張試験を行う（隔離式防毒マスクに限る。）。	構造規格第４条の規定に適合していること。
5　構造検査	構造を、申請書等の記載事項及び現品の装着、目視等により確認する。	構造規格第５条及び第６条の規定に適合していること。
6　性能試験	⑴　防毒マスク（吸収缶を除く。）の性能に係る試験を以下のとおり行う。 ①　構造規格第７条第１項の気密試験を行う。 ②　構造規格第７条第１項の吸気抵抗試験を行う。 ③　構造規格第７条第１項の排気抵抗試験を行う。 ④　構造規格第７条第１項の排気弁の作動気密試験を行う（排気弁を有する防毒マスクに限る。）。 ⑤　構造規格第７条第１項の二酸化炭素濃度上昇試験を行う。	構造規格第７条の規定に適合していること。